



9月に新被保険者証を郵送いたしました

**有効期限切れの被保険者証は
ご返還願います。**

北海道医師国民健康保険組合では本年9月に被保険者証の更新を行い、新被保険者証は本組合から組合員の皆様へ直接、簡易書留により郵送いたしております。

有効期限が切れた被保険者証につきましては、10月末日までに組合員の方が所属する郡市医師会または医育機関医師会事務局へご返還ください。

項 目	新被保険者証
交 付 年 月 日	平成29年9月1日
有 効 期 限	平成32年9月30日 (各被保険者により異なる場合あり)
証 の 色	グリーン系
被保険者証の使用	平成29年9月1日～

《 有効期限が切れた被保険者証を紛失された場合 》

「被保険者証（旧証）紛失届」を組合員の方が所属する郡市医師会または医育機関医師会事務局へご提出ください。

* 組合が発行する期限切れの証がお手元にございましたら全てお返しく下さい。

【被保険者証】【高齢受給者証】【限度額認定証】【特定疾病療養受療証】

《 組合員および被保険者に異動があった場合 》

本組合に加入している組合員および被保険者（家族・准組合員）に異動が生じた時は、事実が生じた日から14日以内に、組合員の方が所属する郡市医師会または医育機関医師会事務局に届け出てください。届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響しますので、ご注意ください。

* 届け出が必要な場合

組合員が組合員資格を喪失するとき	道外に住所を変更したとき、他の医療保険に加入したとき、北海道医師会を退会したとき、医療及び福祉の事業又は業務に従事しなくなったとき、死亡したとき
従業員（准組合員）が被保険者資格を取得するとき	組合員の開設又は管理する医療機関で75歳未満の従業員を採用したとき（健康保険適用事業所を除く）
准組合員が被保険者資格を喪失するとき	組合員が組合員資格を喪失したとき、組合員の管理する医療機関を退職したとき、他の医療保険に加入したとき、死亡したとき
組合員もしくは准組合員の家族が被保険者資格を取得するとき	組合員もしくは准組合員と同一世帯になったとき（婚姻、転入、世帯合併）、他の医療保険の資格を喪失したとき（退職、任意継続期間満了等）、子どもが生まれたとき
組合員もしくは准組合員の家族が被保険者資格を喪失するとき	他の医療保険に加入したとき（就職等）、組合員もしくは准組合員と別世帯になったとき（婚姻、転出、世帯分離）、死亡したとき

* ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

北海道医師国民健康保険組合：業務(資格)係

TEL 011-271-7471